

寒川町一般職の職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第20号

寒川町一般職の職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒川町一般職の職員の扶養手当の支給に関する規則（昭和54年寒川町規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（届出）

第2条 新たに条例第7条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（別記様式）により、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（支給の始期及び終期）

第7条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第7条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第2条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第2案関係)

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

寒川町長様		届出理由(該当するものを○で囲む。) 1 新たに職員となった者に扶養親族としての要件を具備する者がある場合 2 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った場合 3 扶養親族としての要件を欠くに至った場合				
職名						
氏名						
住所						
証明書類		通添付				
次のとおり届け出ます。						
認定(取消)を受けようとする者の氏名	続柄	生年月日	職業	年間所得推計額	住 所	扶養親族の要件を備え又は欠くに至った年月日及び理由
		・ ・		円		(・ ・)
		・ ・				(・ ・)
		・ ・				(・ ・)
		・ ・				(・ ・)
		・ ・				(・ ・)
※ 決定事項	上記のとおり認定する。			受理年月日	年 月 日	
	課 長	副主幹等	主 任	転記印	支給開始日	年 月 日
					認 定 者	

変 更	有	無
-----	---	---

- 注 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 添付する証明書は、原則として官公署の発行するものとする。
- 3 年収額は、勤労所得、資産所得、事業所得等すべてを記入する。
- 4 異動年月日は、その事実の生じた日を記入する。
- 5 届出の理由は、扶養手当を受ける事実の生じた理由(例えば、出生、満60歳以上等)又はその事実のなくなった理由(例えば18歳以上、死亡等)をそれぞれ記入する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。